# 第4回 浪江町景観計画策定委員会 議事要旨

日時 令和6年11月5日(火)13:30~15:10 会場 浪江町役場2階中会議室

## 1 会議概要

(1) 趣旨

全体スケジュール、住民ワークショップの開催結果、景観計画(案)など

(2) 出席者

市岡委員(委員長)、佐藤委員(副委員長)、鈴木委員、永橋委員、葛西委員、 鹿又委員、泉田委員、小山委員、大橋オブザーバー、事務局(市街地整備課)

#### 2 議事概要

# あいさつ 委員長

第4回浪江町景観計画策定委員会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。 委員の皆様には何かとご多用のところ、委員会にご出席をいただき、誠にあり がとうございます。

前回、8月19日の第3回委員会におきましては、景観計画の骨子(案)などについてご議論をいただきました。

本日は、次第にありますとおり、住民ワークショップの開催結果や全体スケジュール、第3回委員会で皆様から頂いた意見等についての対応を事務局から報告いただき、その後、景観計画(案)などについて協議を行いたいと考えておりますので、委員の皆様には忌憚のないご意見等をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

# (1) 報告事項

# (事務局)

①全体スケジュールについて、②第3回委員会で頂戴したご意見について、③住民 ワークショップの開催結果について説明。

(委員長)ワークショップで出された意見として、「夜の照明・夜間安心して歩ける」という方向性は浪江らしい景観として大切な視点。ワークショップ参加者の中でも植栽や花々など、住民が積極的に手を加え、維持するような景観づくりの意識を持たれる方がおられたことが印象に残る。

(委員) 花や実のなる木を増やすことについて、「誰が、どのように整備し続けるか」ということが論点になってくる。過去に国道 1 1 4 号沿いで検討したが、維持管理の観点から断念した。理想としてはよいが、維持管理のことを踏まえると困難な面がある。

(委員)「自宅の塀やフェンスを生垣とする。」という意見は、これから自宅を建てる 人は家の中を見えないように建てることにつながるのではないか。

(委員長)全国的に不審者による事件が増えている昨今、塀で住宅を覆うと中が見えなくなり、防犯上望ましくないことから、生垣などの方が良いのではないかという意見もあるので、今後メリット・デメリットを比較していく必要がある。

(委員)ワークショップの結果は計画にどのように反映していくのか。

(事務局)他の考え方がある場合は、ワークショップでいただいたご意見をそのまま 反映することにはならないが、計画書に取り入れるべきものを検討して反映する。

(委員長)景観計画のその先を見据えたワークショップという位置づけであることを 理解している。自治体としては、早い段階から景観まちづくりに興味を持ってもら うことも大きな意味がある。

(委員)景観計画は浪江町全体が対象と思われるが、ワークショップは地区ごとの開催が必要ではないか。

(事務局)震災前のように、地区ごとに十分居住者がいれば実施可能と思われるが、今回の参加者は浪江町全域で9名だったことから、人数の観点から地区ごとの開催は難しい。今後、景観に関する情報発信などを行い、機運を醸成して、地区で集まっていただけるようになることを目指したい。

(委員)住民の中には誤解されている方もいると思われるので、只今説明があった内容を周知していただくことが望ましい。

(委員長) 浪江駅前だけに区域を絞っているわけではなく、浪江町全域を対象とした 景観計画を策定していることを広く周知していくべきと思われる。

(委員) 浪江町は住んでいる人が少ないので、今後の景観を考える中では草刈り等の対応が必要になる。移住者や現居住者を含めて対応できる住民組織ができていないので、今後必要になると思われる。

(事務局)町では、除草剤の配布を行っている。震災前は、地域で草刈りを行っていたが、現在は難しい。地域コミュニティのあり方を模索しているところ。

(委員長)帰還者が良好な景観を期待し、また移住者の増加に資する計画を検討している段階と認識している。

(委員) 植栽の団体立ち上げや仕組みづくりまで景観計画に落とし込む予定か。

(事務局)具体的な団体の指定などは記載しないが、町民が主体的に動けるような景観計画やイベントなどを検討していく必要がある。

(委員長)今後、そのような活動が軌道に乗るように計画を策定しているものと理解している。

#### (2) 協議事項

#### ①景観計画(案)について

(事務局)行為の制限について、現在、町内に適用されている福島県景観計画の基準に沿って規定する方針だが、県の計画と異なる点として、建築物の規模について、県では高さ13m超であるものを浪江町では10m超とした。また、県では建築面積1,000㎡としているが、浪江町では延床面積1,000㎡超としており、届出対象範

囲を広げている。さらに、工作物の対象には太陽光発電設備を追加している。本計画は、今後、町が主体的に景観づくりを行っていくためのキックオフの意味合いを持つ。

(委員) 重点地区を今回決めるものと考えていたが、景観計画の中では定めないという 認識でよいか。

(事務局)今後、重点地区を検討していきたいが、特色ある景観づくりのため、当該区域はより厳しいルールになる。地区の住民の皆様のご意見をいただいて検討することになる。

これまでは福島県の基準で運用していたが、今後は浪江町が主になりルールを決めることが大きな違いとなる。

(委員)重点地区はいつ頃決まるのか。

(事務局)来年度以降、町側から重点地区のコンセプトとルール案を提示し、地区住民と話し合う場を設ける考え。

(委員)再来年度から重点地区を設定するということか。

(事務局) 重点地区を設定するとルールが厳しくなるので、住民との対話と理解が必要になる。また、私有財産の色や高さなどのルールになることから、地区住民の理解が必要であり、いつから設定するかはお答えできない状況。

(委員)現段階で重点地区に係る町側の意思を示さなければ、今後重点地区が実際に設定できるか懸念される。

(委員長)重点地区については、ある程度時間をかけて議論すべきとの意向と思われるが、景観計画を策定したのに何も進んでいないとの指摘がないよう、重点地区の設定には尽力いただきたい。

(委員)景観重要建造物については管理に経費が伴うので、町で支援などを検討しているのか。

(事務局)町民の心の拠り所となっているような地域のシンボル的な建物が対象となるものであり、総合的な判断が必要になる。

(委員長)指定する基準に合致した建物については、老朽化する前に活用の活路を見出すなど、可能な範囲で対応いただきたい。

(委員)町の案は、色彩に関する景観形成基準が定められているが、福島県では定性的な基準として規定は設けていない。そのため、浪江町は今回の計画で定量的な規制を行う方針を示しており、色彩について積極的に取り組む姿勢と理解。

(委員) 定性的なものは違反の見極めが難しく、指導が行いづらいと思われるので、定量的な基準を設けることはよい。定性的な基準に対する罰則としての勧告や公表について、実際にどのように可否を判断し、運用するかなどの事例があれば教えてほしい。

(委員)福島県において勧告・公表の取り決めはあるが、実際に運用した事例は過去数年ない。

(委員長)白河市の景観に携わっているが運用した事例を見たことがない。白河市では全ての届出行為に対して事前協議を必要としており、事前協議の段階で景観形成基準を満たしていただくよう協議を行っているようである。

(委員)窓口での指導の際、景観計画を提示して協力を依頼する形になる。

(委員長)良好な街並み形成を目指すため、色彩の基準は定めるべき。以前の策定委員会で、重点地区における攻めのルールと守りのルールという話もあったが、アクセントカラーや素材色等で良好な景観形成に支障がないと判断される場合はこの限りでないとの記載もあるため、住民と対話しつつ良好な景観づくりを行っていただきたい。 (委員)権現堂地区では、ごみ収集庫を順次更新しているが、景観を阻害する恐れもあることから、駅前整備に際しては最初からごみ収集庫の設置を検討すべき。

(事務局)以前はごみステーションを民地に置かせていただいていたが、徐々に変わってきている。権現堂ではきれいに整備されているが、地区によってはそうでない所もあることから、引き続きご意見を伺いながら検討していく。

(委員長) 重点地区が設定されるとごみステーションの設置なども推進される可能性が高くなる。景観面だけでなく、生活の面でもごみのポイ捨ては課題になってくるので、今後検討すべき論点になると思われる。

(委員)景観審議会はどのような組織と考えているか。

(事務局)景観計画策定委員会の同様のものを想定している。

(委員)住民主体の活動団体に対する町の支援などは考えているか。

(事務局)住民主体の取組は、連携、支援を行い、活性化を図りたい。

(委員長)「主な景観資源」の地図に震災を伝える景観等が掲載されていない。日常的な景観は入っているものの、震災に関する景観を重視すべき。

(事務局)復興祈念公園については主な景観資源として個別に掲載しているが、なお、個別に入れるものと地図として全体に入れるものを改めて整理する。

(委員長)現在残っているものと震災によって失われたが大事なものを共存させて記載しなければならない点が、浪江町らしい景観計画でもあり、難しさでもある。眺望景観の視点も含め、浜通りにおける景観計画第1号として他自治体の参考事例になるという観点からも記載を整理するとよい。

(事務局)景観計画の実現には長い年月がかかり、また、土地の所有者から理解をいただく必要があることから、十分意見を伺いながら協働による景観形成を目指していきたい。

(委員)街路樹の維持管理の懸念は伴うと思うが、自治体が積極的に業者へ依頼し、地域の業者に仕事を作っていくことが必要。

(事務局)住民、町、事業者との間で連携し、総合的により良い形ができるよう検討していきたい。

## ②その他

(事務局)第5回委員会では、パブリックコメントの結果とそれによる変更点を提示する。

以上